

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十三号金額の欄イ及び同項第二百二十五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ及び同項第二百二十八号金額の欄イ」に、「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。